

特定調達品目及び判断の基準等の 見直しの概要（案）

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 主な見直し品目に係る判断の基準等
について
3. その他の検討事項・品目等

令和6年12月24日

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和**6**年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 2段階の判断の基準の活用について
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
(紙製文具を中心に)
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ⑥ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会について

令和6年度の検討において、

- 2段階基準活用懇談会を設置してグリーン購入法の担うべき役割の再整理、2段階の判断の基準の活用方策について検討
 - ➔ 基本方針（前文）において2段階の判断の基準の設定や調達に当たっての考え方、国等の率先調達による初期需要の創出、国等以外の主体に対する環境物品等の普及に向けた取組等を示すとともに、基準値1及び基準値2の定義を明確化
- 従前の個別品目に係る判断の基準に加え、新たに分野横断となる共通の判断の基準として「原材料に鉄鋼が使用された物品」について基準値1の要件を設定
- 新規追加は1品目、判断の基準等の見直しを行った品目は43品目※
 - ※ 共通の判断の基準、文具類の共通の判断の基準（紙製文具）、カーボンフットプリントの参照規格（ISO、CFPガイドライン）、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン及び間伐材チップの確認のガイドラインの策定年月、法律の名称（省エネ法）の変更に伴う見直しは除く

令和7年度からは新規追加1品目、判断の基準等の見直し43品目
合計22分野288品目

令和6年度における新規追加・見直し品目一覧

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和6年度は新規追加が**1品目**、見直しが**43品目**。合計は下表のとおり**13分野44品目**

分 野	品 目
文具類	個別の判断の基準の設定紙製文具13品目
画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ
オフィス機器等	シュレッダー※、一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	電気便座※、電子レンジ
エアコンディショナー等	ストーブ
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器
自動車等	乗用車、バス等、トラック等、トラクタ
制服・作業服等	制服、作業服
インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水、備蓄用作業服★
役務	省エネルギー診断、印刷、食堂、庁舎管理、機密文書処理、印刷機能等提供業務
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

注1：個別の判断の基準を設定している紙製文具13品目を見直し品目としてカウント

注2：★印の「備蓄用作業服」は新規追加品目

注3：※印の2品目は令和6年度1年間の経過措置を設定していた品目であり、本年度で経過措置を終了

分野	品目	検討状況・見直し内容等
文具類	紙製文具	○ 紙製文具類共通の判断の基準及び紙製文具のうち個別の判断の基準を設定している品目について判断の基準の見直し → 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプを古紙パルプと同等に評価 ○ けい紙、起案用紙、ノートについて非塗工用紙及び塗工用紙に設定していた白色度及び塗工量の判断の基準を削除
画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機※	○ ポストコンシューマ材料からなる再生又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に設定（循環性基準） ○ エコマーク認定基準の活用
	ファクシミリ※	○ 再生又は再使用プラスチック部品等の使用を判断の基準に設定（循環性基準） ○ エコマーク認定基準の活用
	スキャナ※	○ 再生又は再使用プラスチック部品等の使用を判断の基準に設定（循環性基準） ○ エコマーク認定基準の活用
オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池※【災害備蓄用品も同様】	○ 一次電池についてJIS規格の改正に伴う最小平均持続時間の見直し

注：※印は本年度の検討においてCFPの算定等を配慮事項に設定した品目（スライド5～7において同じ）

分野	品目	検討状況・見直し内容等
移動電話等	携帯電話※	○ バッテリーの充電サイクル数及び長寿命化機能の搭載を判断の基準に設定 ○ エコマーク認定基準の活用
	PHS※	○ バッテリーの長寿命化機能の搭載を判断の基準に設定
	スマートフォン※	○ OSの更新が可能であること、バッテリーの充電サイクル数及び長寿命化機能の搭載を判断の基準に設定 ○ エコマーク認定基準の活用
家電製品	電子レンジ※	—
エアコンディショナー等	石油ストーブ※	—
温水器等	ガス温水機器	○ 潜熱回収型ガス温水機器について2段階の判断の基準を設定（基準値1） ○ 従来型機器について2025年度トップランナー基準達成レベルに係るエネルギー消費効率の強化 ○ 対象範囲の見直し（既存建築物・施設等における従来型機器の取替への対応）
	石油温水機器	○ 潜熱回収型石油温水機器について2段階の判断の基準を設定（基準値1） ○ 従来型機器について2025年度トップランナー基準達成レベルに係るエネルギー消費効率の強化

分野	品目	検討状況・見直し内容等
自動車等	乗用車	○ エコカー減税に整合・強化 ➔ 2030年度燃費基準値の80%達成レベル
	バス等、トラック等、トラクタ	○ エコカー減税に整合・強化 ➔ 2025年度燃費基準値の95%達成レベル
制服・作業服等	制服、作業服	○ クリーニングに係るJIS規格の廃止・改正に伴う変更
インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド※	○ 再生プラスチックの使用を配慮事項に設定（循環性基準）
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	○ 賞味期限に係る2段階の判断の基準を設定（基準値1は10年以上、基準値2は5年以上）
	備蓄用作業服	○ 新規の追加品目
役務	省エネルギー診断	○ 判断の基準に再エネの活用に向けた導入可能性調査、再エネ関連の設備・機器の導入等に係る提案を追加
	印刷※	○ 印刷事業者又は印刷物について2段階の基準を設定
	食堂	○ 環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又は原材料とする加工食品の取扱いについて2段階の判断の基準を設定（基準値1は「見える化」を行ったもの） ○ 有機農業により生産された農産物又は原材料とする加工品の取扱いについて2段階の判断の基準を設定（基準値1は有機農業により生産された農産物等） ○ 食品リサイクル法に基づく基本方針を踏まえ再生利用の優先順位に従い配慮事項を修正

分野	品目	検討状況・見直し内容等
役務	庁舎管理	○ 環境負荷低減効果が認められる空調設備用フィルターについて調達者向けの推奨事項として例示
	機密文書処理	○ オフィス製紙機による機密文書処理について必要に応じ、導入可能性を含めた検討を留意事項として追加
	印刷機能等提供業務	○ プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナに係る判断の基準等の見直しへの対応
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋※	○ ポストコンシューマ材料を原料とする再生プラスチックの使用を配慮事項に追加

タイプ I 環境ラベル（エコマーク）の活用

- 令和6年度において判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野・品目は、以下の3分野7品目
 - 画像機器等 プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ
 - 移動電話等 携帯電話、スマートフォン
 - 災害備蓄用品 備蓄用作業服
- 本年度の7品目を加えたこれまでに環境ラベルの活用を行った分野又は品目は下表のとおり（115品目）

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋
令和4年2月	88	文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー
令和7年1月頃	7	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、携帯電話、スマートフォン、備蓄用作業服

1. 本年度の見直しのポイントについて

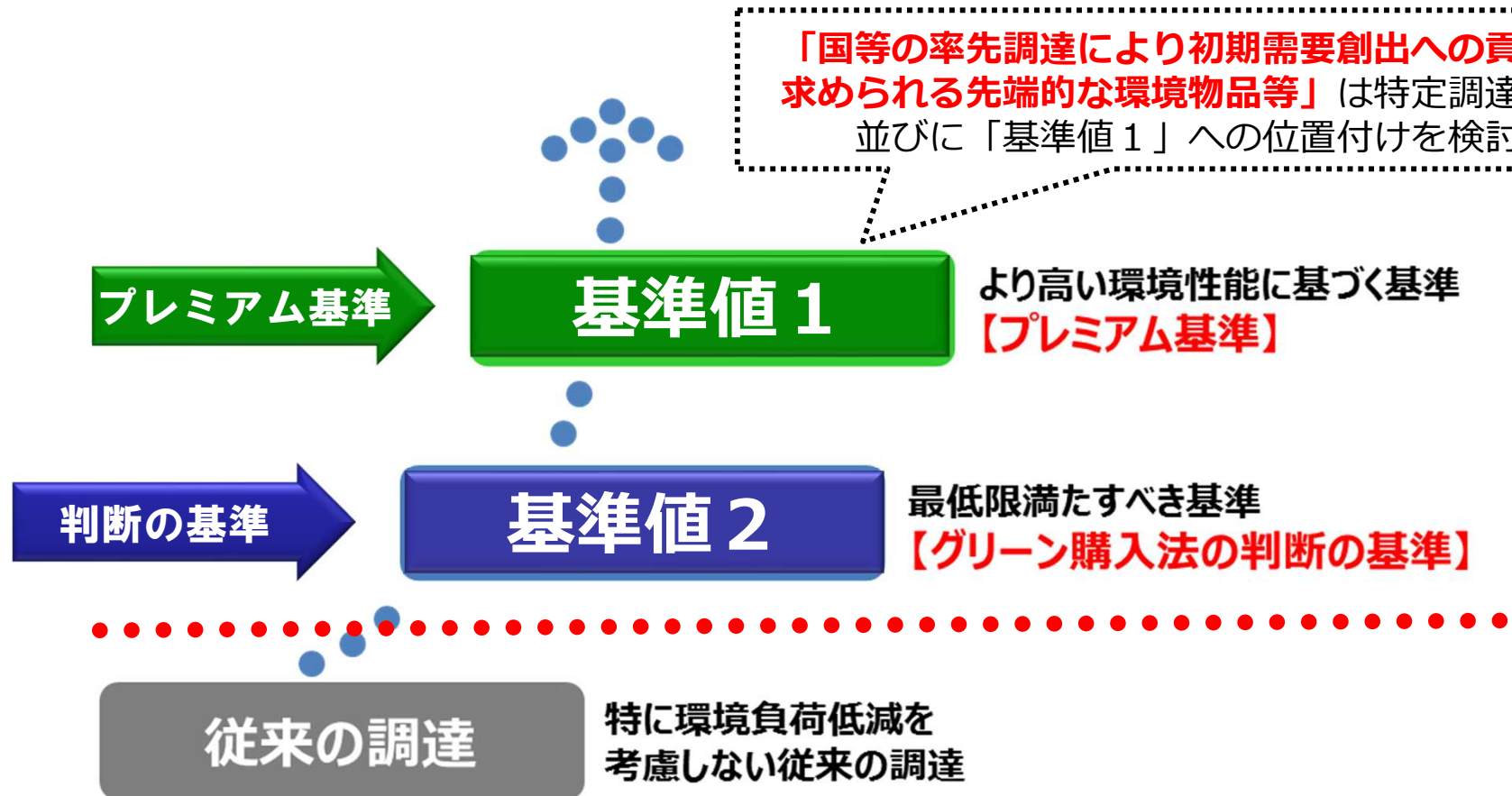
- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要
- ② **2段階の判断の基準の活用について**
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
(紙製文具を中心に)
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ⑥ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会について

■ 2段階の判断の基準の検討の背景等

- 令和5年度の第3回特定調達品目検討会において、2段階の判断の基準（基準値1及び基準値2）等の更なる活用方策の検討が令和6年度における重点検討事項としてあげられた
- 環境省においては環境配慮に先駆的に取り組む組織等による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準）に係る検討を実施
- 平成31年2月の基本方針からプレミアム基準に係る検討をベースにして、2段階の判断の基準を設け、より高い環境性能に基づく基準の設定及び基準のレベルアップを進めてきたところ
- 令和6年5月に閣議決定された第6次環境基本計画において公共調達による市場・需要の創出等として「少数企業しか応札できない、製造コストが高いことなどにより活用が広がっていない又は今後の普及が見込まれる優良な環境製品・技術・サービスについて、現在及び将来の国民の本質的なニーズを踏まえ、政府実行計画及びグリーン購入法に基づき、国が率先してこれらの製品・サービスを調達する方針を示すことで、政府として初期需要創出に貢献し、企業が『経路依存性』や『イノベーションのジレンマ』に陥らずに、これらの製品・サービスを開発・社会実装・普及する取組を後押しする」こととされている
- こうした中、グリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）に資する製品（GX製品）の市場創出に係る検討が行われるなど、環境配慮型の製品・サービスの普及を通じた市場・需要の創出が図られている

2段階基準活用懇談会を設置し、**グリーン購入法の担うべき役割の再整理、2段階の判断の基準の活用方策**について検討の上、**基本方針の改定に反映**

2段階の判断の基準（プレミアム基準）の考え方



○基準値 1 の位置付け明確化・運用改善を図るため、以下の内容を新たに基本方針へ位置付け

- 見直しに当たっては、「基準値 1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値 2」の水準の引き上げ **（全体のレベルアップ）**
- 各機関は「基準値 1」及び「基準値 2」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値 1」を調達 **（基準値 1 の調達推進）**
- 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値 1」及び「基準値 2」による調達の取組状況を比較して公表 **（フォローアップ）**

2段階の判断の基準及び配慮事項の定義等

○ 基本方針における2段階の判断の基準の記載並びに「基準値1」の定義等を見直し

- 特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるもの
- 環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」、最低限満たすべきものとして「基準値2」の2段階の判断の基準を設定するものとする。
- 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定する

判断の基準		グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準
基準値	基準値1	判断の基準において <u>2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準</u> として示すもの
	基準値2	判断の基準において <u>2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準</u> として示すもの
配慮事項		特定調達物品等であるための要件ではないが、 <u>特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項</u>

「基準値 1」の設定に当たっての主要な考え方

- 従来のプレミアム基準の設定要件を参考として、「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」に「基準値 1」の設定に当たっての主要な考え方を明記。

(1) 現行の判断の基準の強化（数値的強化等）

- 他の制度や環境ラベル等におけるより高い基準の準用
- 重視すべきライフサイクル段階・環境負荷項目の基準強化（環境性能の高い物質等への代替・転換を含む）（数値強化に当たっては物理的・環境的な限界等への留意が必要）

(2) 新たな評価軸の追加

- 新たな評価軸（ライフサイクル段階、環境負荷項目）の追加
- 配慮事項の判断の基準への格上げ

(3) 自己適合宣言の強化又は第三者等の認証・確認

- 適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言
- 基準への適合について第三者等の実施する認証制度等による確認

(4) 他の環境施策との連携強化による相乗効果

- 脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）、自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する施策等との連携（同時にトレードオフへの留意が必要）（新規追加）
- 物品等のカーボンフットプリントの算定・開示やカーボン・オフセットの認定等

令和6年度の2段階の判断の基準の設定品目一覧

○ 既存5品目及び分野横断の共通基準について2段階の判断の基準を設定

- ➡ 既存品目 ガス温水機器、石油温水機器、災害備蓄用飲料水、印刷、食堂
- ➡ 共通基準 原材料に鉄鋼が使用された物品

分 野	品 目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	○ 潜熱回収型ガス温水機器、潜熱回収型石油温水機器 ➡ 現行の判断の基準の強化（数值的強化）
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	○ 賞味期限10年以上 ➡ 現行の判断の基準（基準値2は賞味期限5年以上）の強化（数值的強化）
役務	印刷	○ 印刷事業者を求める基準値1の要件（OR要件） ✓ 環境マネジメントシステムの認証、環境報告書等の作成・公表、グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定取得事業者（工場） ➡ 他の環境施策との連携による相乗効果（EMS、グリーンプリンティング・環境推進工場認定制度等） ○ 印刷物に求める基準値1の要件（OR要件） ✓ カーボンフットプリントが算定・開示された印刷物、カーボンオフセットされた印刷物 ➡ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP等）
役務	食堂	○ 環境負荷低減への取組が「見える化」された農産物等 ➡ 他の環境施策との連携による相乗効果（みどりの食料システム戦略） ○ 有機農業により生産された農産物等 ➡ 他の環境施策との連携による相乗効果（有機農業の推進）

令和6年度の2段階の判断の基準の設定品目一覧

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
分野横断	原材料に鉄鋼が使用された物品 ^{注1}	○ 原材料に鉄鋼が使用された物品の基準値1の要件（AND要件） ✓ 当該物品に使用されている鉄鋼のカーボンフットプリントが算定・開示されていること ✓ 削減実績量^{注2}が付された鉄鋼であること ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（GXの推進）

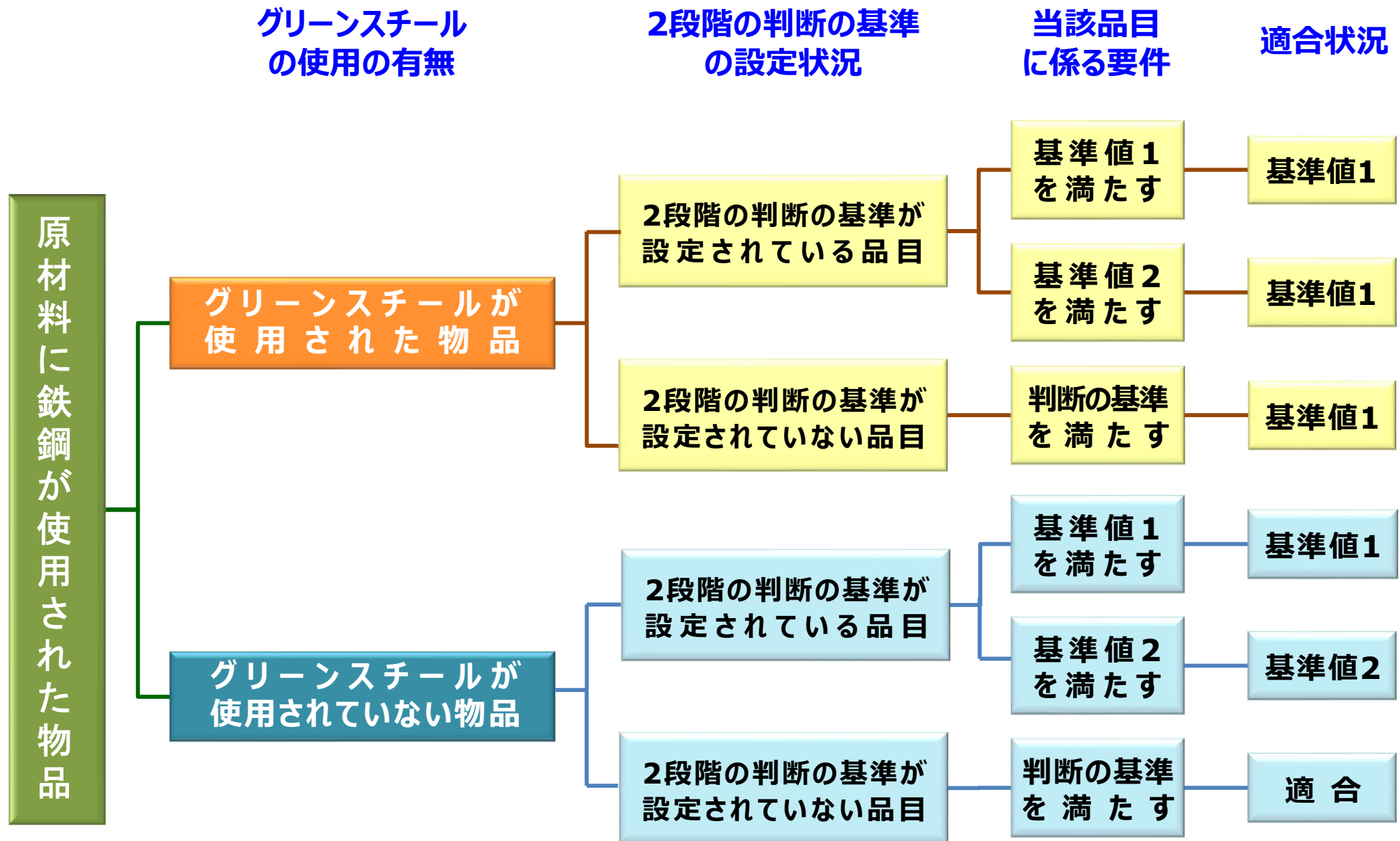
注1：基準値1の要件を満たす鉄鋼（以下「グリーンスチール」という。）が原材料に使用された物品の判断の基準への適合状況は、スライド17を参照

注2：今回、鉄鋼製品については業界のガイドラインに従うものを採用するが、日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された際は、再度検討する

【参考】2段階の判断の基準の既設定品目一覧

分野	品目	基準値1の概要及びプレミアム基準の要件等
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	○ カーボンフットプリントの算定及び開示 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP）
電気冷蔵庫等	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	○ 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫の年間消費電力量が基準値2の100/105 ○ 電気冷凍庫の年間消費電力量が基準値2の100/110 ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	○ エネルギー消費効率のトップランナー基準達成（ビル用マルチエアコンは冷媒のGWPに係る基準達成でも可） ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化） ➔ 新たな評価軸の追加（ビル用マルチエアコンについては配慮事項の格上げ）
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	○ エネルギー消費効率が基準値2の120/100 ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化） ➔ 新たな評価軸の追加（各種制御機能など省エネルギー効果の高い機能の具備、配慮事項の格上げ）
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	○ 電動車等 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（自動車の電動化推進）
	タイヤ	○ 転がり抵抗係数が7.7以下（基準値2は9.0以下） ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	○ カーボンフットプリントの算定及び開示 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP）
設備	太陽熱利用システム	○ 集熱器の日集熱効率が区分別の基準値2より強化 ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）

原材料に鉄鋼が使用された物品の要件・適合状況



※ 当該品目に係る判断の基準（2段階の判断の基準を含む）を満たさない場合はグリーンスチールの使用の有無にかかわらずグリーン購入法には適合しない

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 2段階の判断の基準の活用について
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
(紙製文具を中心に)
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ⑥ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会について

○ 文具類

- ➡ 文具類は現行の基本方針において85品目が特定調達品目として位置づけられており、基本的には文具類共通基準として、主要材料別（プラスチック、紙、木、金属）に判断の基準を設定しているところ
- ➡ 判断の基準等については順次強化・見直しを実施してきたところであり、例えば主要材料がプラスチックである品目については、ポストコンシューマー材料に係る配合率の設定、共通基準にバイオマスプラスチックの使用を追加するなど、市場及び製品開発の状況に応じ判断の基準等の見直しを実施
- ➡ 令和5年度において紙製品の一部について古紙パルプ配合率を中心とした判断の基準の見直しを求める提案が業界団体から提出されたが、印刷用紙に係る判断の基準等の改定及び改定後の市場動向等を踏まえ、本年度継続して検討することが適当と判断されたところ

- 紙製文具については古紙パルプ以外の原料となるパルプを古紙パルプと同等に評価（共通基準及び個別基準）
- 新たに評価するパルプ（古紙、森林認証材及び間伐材等）の合計の配合率について従前の判断の基準の古紙パルプ配合率と同じ配合率とする
- けい紙、起案用紙、ノートに係る判断の基準として非塗工用紙に設定していた白色度及び塗工用紙に設定していた塗工量の基準を削除

- 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプを同等の環境価値として評価
- 新たに評価するパルプ（古紙、森林認証材及び間伐材等）の合計の配合率について従前の判断の基準の古紙パルプ配合率と同じ配合率

【文具類共通】 古紙パルプ配合率+森林認証材パルプ配合率+間伐材等パルプ配合率 ≥50%

品 目	判断の基準等
文具類共通	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①及び② 略 ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は<u>古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上</u>であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④及び⑤ 略

- 新たに評価するパルプ（古紙、森林認証材及び間伐材等）の合計の配合率について従前の判断の基準の古紙パルプ配合率と同じ配合率

【個別基準】 古紙パルプ配合率＋森林認証材パルプ配合率＋間伐材等パルプ配合率 ≥ 70%

- 非塗工用紙（白色度^{注1}）及び塗工用紙（塗工量^{注2}）に設定していた判断の基準を削除

注1：森林認証材、間伐材等を50%以上配合したバージンパルプのみの配合を認めることから、白色度に係る判断の基準を削除

注2：塗工量が両面で30g/m²以下の塗工用紙の供給は極めて少ないことから、塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を追加設定したところ。令和5年12月の印刷用紙に係る判断の基準の見直しにより当該基準が緩和されたことから削除

品 目	判断の基準等
けい紙 起案用紙 ノート	【判断の基準】 ● <u>古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上</u>であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ● 塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/m²以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ● 塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 2段階の判断の基準の活用について
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
(紙製文具を中心に)
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ⑥ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会について

① 乗用車

- ➡ 乗用車（ハイブリッド自動車）の燃費に係る判断の基準はいわゆる「自動車重量税のエコカー減税（減免区分25%軽減）」と整合を図り設定
- ➡ 令和5年12月の乗用車（ハイブリッド自動車）の燃費に係る判断の基準は2030年度燃費基準値の70%達成レベルを適用
- ➡ エコカー減税では令和7（2025）年5月～8（2026）年4月末まで80%達成レベルに引き上げられる予定

② 小型貨物車

- ➡ 令和5年12月における小型貨物車に係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの
- ➡ 小型貨物車の燃費に係る判断の基準は2022年度燃費基準値の90%達成レベル（エコカー減税と整合）を適用

- 
- 乗用車についてはエコカー減税と整合を図ることとし、令和7年度から2030年度燃費基準値の80%達成レベルに引き上げ（強化）
 - 小型貨物車の燃費基準値については市場への供給状況を踏まえ、令和6年度の燃費基準値で据え置き

③ 重量車（バス等、トラック等、トラクタ）

- ➡ 令和5年12月における重量車に係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの
- ➡ 燃費に係る判断の基準は令和4年2月から据え置いており、2015年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを適用

④ 小型バス

- ➡ 小型バスに係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの
- ➡ 燃費に係る判断の基準は自動車を6車種に分けた令和3年2月から据え置いており、2015年度燃費基準値を適用



- 重量車（バス等、トラック等、トラクタ）については市場への供給状況を確認し、2025年度燃費基準値の95%達成レベルに引き上げ（強化）
- 小型バスについては市場への供給状況を確認の上、現行の燃費基準値に据え置き

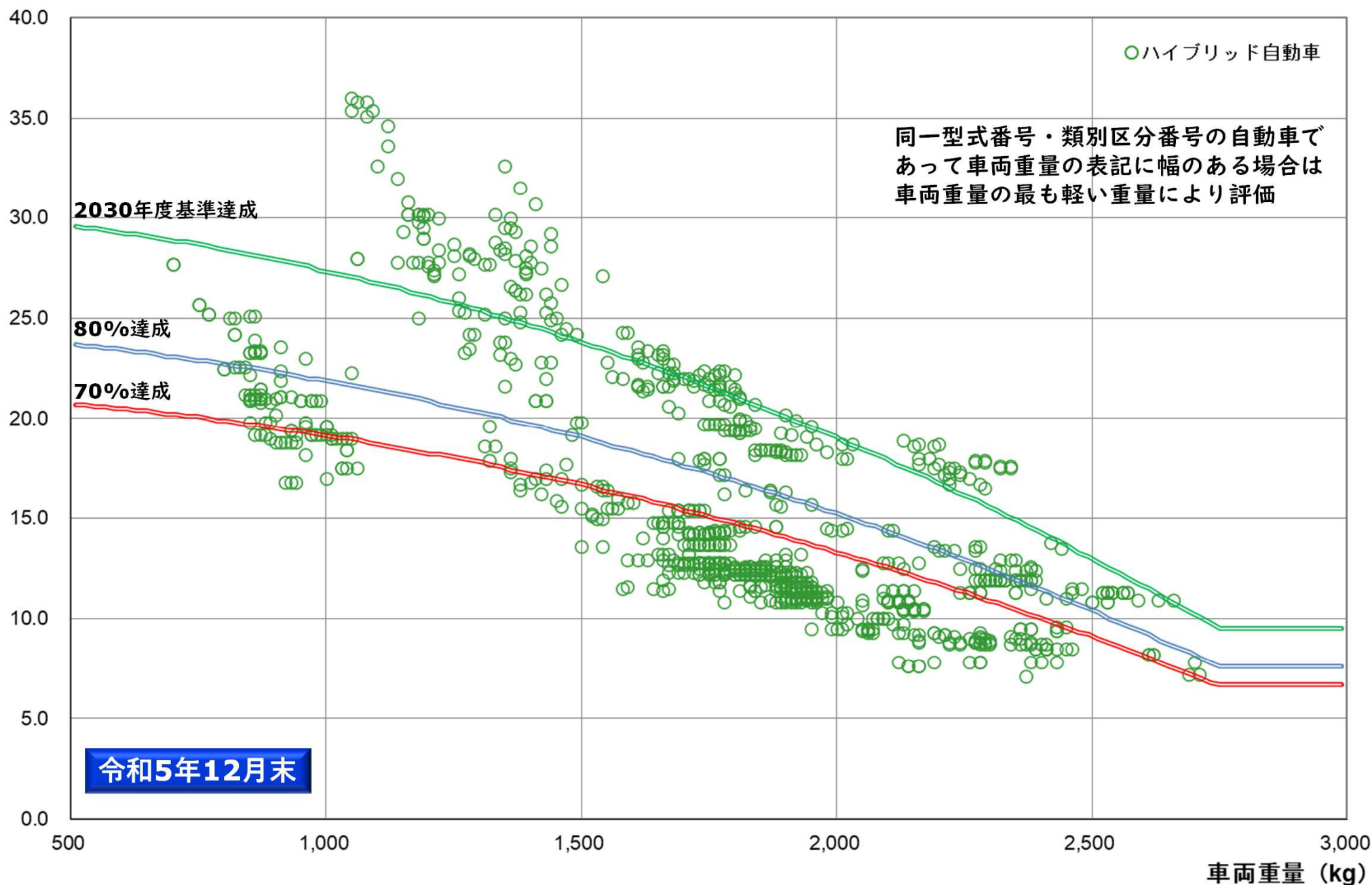
【参考】自動車の燃費に係る判断の基準案

令和7年度における自動車の燃費に係る判断の基準案（6年度との比較）

車 種	令和6年度の判断の基準	令和7年度の判断の基準（案）
乗用車	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2（ガソリン又はLPGの場合）及び備考12（ <u>2030年度基準70%達成レベル</u> ）を満たすこと）	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2（ガソリン又はLPGの場合）及び備考12（ <u>2030年度基準80%達成レベル</u> ）を満たすこと）
小型バス	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>2015年度燃費基準値</u> ）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
小型貨物車	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>2022年度基準90%達成レベル</u> ）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
バス等	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの（2015年度基準の+5%超過達成レベル）	基準値1：電動車等
トラック等		基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの（ <u>2025年度基準95%達成レベル</u> ）
トラクタ		

【参考】HV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）

燃費 (km/L)



1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 2段階の判断の基準の活用について
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
(紙製文具を中心に)
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ **カーボンフットプリント等に係る取組の促進について**
- ⑥ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会について

令和6年度のCFP算定・開示等の設定品目

- カーボンフットプリントを算定した製品又はカーボン・オフセットされた製品等について引き続き対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
 - 「カーボンフットプリント ガイドライン（令和5年5月）」を踏まえた対応を促進
- 令和6年度においては下表の**13品目**について**カーボンフットプリントの算定・開示等**を新たに判断の基準又は配慮事項として設定
 - ※ 「印刷」については2段階の判断の基準を新たに設定し、**基準値1の要件**の一つとして「印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示」及び「カーボン・オフセットされた印刷物」を設定

分 野	品 目	分 野	品 目
画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	エアコンディショナー等	ストーブ
オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池	インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン	役務	印刷
家電製品	電子レンジ	ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

注：「印刷」のみカーボンフットプリントが算定・開示された印刷物及びカーボン・オフセットされた印刷物を2段階の判断の基準の基準値1として設定（OR要件）。他の12品目はすべて配慮事項としてカーボンフットプリントの算定・開示を設定

CFP又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の既設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント	カーボン・オフセット	閣議決定年月 ^{注3}
文具類	配慮事項	—	令和5年2月
オフィス家具等	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
コピー機等3品目 ^{注1}	2段階の判断の基準「 基準値 1 」	配慮事項	令和5年2月
プロジェクタ	配慮事項	—	令和5年12月
シュレッダー	配慮事項	—	令和5年12月
テレビジョン受信機	配慮事項	—	令和5年2月
電気便座	配慮事項	—	令和5年2月
温水器等4品目 ^{注2}	配慮事項	—	令和5年12月
LED照明器具	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
LEDを光源とした内照式表示灯	配慮事項	配慮事項	令和5年12月
電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
消火器	配慮事項	—	令和5年2月
タイルカーペット	2段階の判断の基準「 基準値 1 」	配慮事項	令和5年2月
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項	令和5年2月

注1：コピー機等3品目は「コピー機」「複合機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」

注2：温水器等4品目は「ヒートポンプ式電気温水器」「ガス温水機器」「石油温水機器」及び「ガス調理機器」

注3：閣議決定の年月は新たに判断の基準等に設定した時期。コピー機等3品目は1年間の経過措置を設定しており、令和6年度から運用を開始

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 2段階の判断の基準の活用について
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
(紙製文具を中心に)
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ⑥ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会について

■ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会の設置・開催

- ➡ プラスチック資源循環法第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品（認定プラスチック使用製品）は、同法第10条に基づき、グリーン購入法において認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することが必要とされている
- ➡ 順次、プラスチック使用製品設計指針に基づき製品分野ごとの設計認定基準が策定され、プラスチック使用製品の設計認定が行われることから、特定調達品目の場合は当該品目の判断の基準等に照らし、また、特定調達品目以外の場合は、特定調達品目への追加の可否を含め、認定プラスチック使用製品の調達に関する配慮のあり方に関する検討が必要
- ➡ 特定調達品目検討会の下に設置されたプラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において具体的な検討を実施することとしている



設計認定基準WG（経済産業省）において**設計認定基準案**が示されたところ

- ➡ パブリックコメントを経て設計認定基準が策定されることから、策定後速やかに専門委員会を開催することとし、**認定プラスチック使用製品の調達の推進を促すための配慮**について検討

認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会委員

【五十音順・敬称略】

栗生木 千佳 公益財団法人地球環境戦略研究機関持続可能な消費と
生産領域プログラムマネージャー／主任研究員

(座長) 奥 真美 東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授

小口 正弘 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域
資源循環社会システム研究室主幹研究員

根村 玲子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会環境委員会委員長

平尾 雅彦 東京大学先端科学技術研究センターシニアリサーチフェロー

藤井 実 国立研究開発法人国立環境研究所社会システム領域
システムイノベーション研究室室長

藤崎 隆志 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局
エコマーク事業部長

吉岡 敏明 東北大学大学院環境科学研究科教授

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス

プラスチック使用製品設計指針

令和4年1月19日告示

業界団体等

製品分野ごとの設計ガイドライン等の策定

製品分野ごとの設計認定基準の策定 設計認定基準WG開催（10月28日）

設計認定を受けるに当たって適合すべき
事項の検討

業界団体、経済産業省
事業所管省庁

「設計認定基準WG」での設計認定基
準の策定

経済産業省
事業所管省庁

プラスチック使用製品の設計認定

プラスチック使用製品の申請

プラスチック使用製品製
造事業者等

審査・設計認定（認定プラスチック使用
製品への認定番号付与等）

経済産業省
事業所管省庁

設計認定基準の策定後速やかに、

- 専門委員会においてグリーン購入法にお
ける配慮のあり方について検討
- 設計認定基準を踏まえ、対象品目及び
判断の基準等について検討。令和7年
度の基本方針改定に向けた端緒

グリーン購入法基本方針の改定

特定調達品目検討会

認定プラスチック使用製品の調達に
関する専門委員会

プラスチック資源循環法
第10条第1項

【参考】設計認定基準案を策定済の製品分野

特定調達品目の分野	製品分野等	検討事項・留意点等
文具類	クリアーホルダー	○ 現行の特定調達品目 ○ クリアーホルダー及びクリアーファイルについては新規品目として追加の可能性を検討 ○ 設計認定基準案及び現行の判断の基準等（文具類共通の基準^{注1}）を比較の上、判断の基準等の見直しを検討 ○ エコマーク認定基準との整合に留意が必要
	クリアーファイル	
	バインダー	
特定調達品目以外	飲料用ペットボトル	○ 特定調達品目以外の製品分野 ➢ 関連する品目として役務の小売業務、会議運営及び飲料自動販売機設置（「ワンウェイ」のプラスチックに該当） ➢ ただし、災害備蓄用飲料水は現行の特定調達品目 ○ 特定調達品目への追加の適否の検討 ➢ 例えば新たな品目として「（調達）飲料」について検討する必要性の有無
特定調達品目以外	シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープ（全て家庭用製品）の本体容器又は詰替・付替容器（ボトル製若しくはフィルム製）	○ 特定調達品目以外の製品分野 ○ 特定調達品目への追加の適否の検討 ➢ 関連する品目として役務の清掃、小売業務
	洗濯用洗剤 ^{注2} 、柔軟仕上げ剤、住居用洗剤 ^{注2} 、台所用洗剤（全て家庭用製品）の本体容器又はフィルム製の詰替・付替容器	

注1：再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの。設計認定基準案は文具類共通の基準に比べ、より高い環境性能となっている

注2：洗濯用洗剤のうち粉末状洗剤は対象外。住宅用洗剤のうち酸化剤を主成分とするものや漂白剤は対象外 34

1. 本年度の見直しのポイントについて
- 2. 主な見直し品目に係る判断の基準等について**
3. その他の検討事項・品目等

① プリンタ、プリンタ複合機

- ➡ プリンタ及びプリンタ複合機は法施行時から特定調達品目
- ➡ 国際エネルギースタープログラム（以下「ENERGY STAR」という。）の改定に伴い省エネルギー性能（消費電力量等）に係る判断の基準の見直しを実施してきたところであり、現行の判断の基準はENERGY STAR Version3.0の基準を準用
- ➡ 直近では令和2年2月に業務用（プロ用）プリンタ及び業務用プリンタ複合機を対象に追加するとともに、再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準として設定

- プリンタ及びプリンタ複合機については循環性基準として新たにポストコンシューマ材料の使用を判断の基準として設定
 - ➔ **5g以上使用**（令和7年4月以降に上市する製品に適用）、**プラスチック重量の1%以上**（令和8年4月以降に上市する製品に適用）
- 新たな判断の基準（**OR基準**）としてエコマーク認定基準（商品類型No.155）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

② ファクシミリ、スキャナ

- ➡ ファクシミリ及びスキャナは法施行時から特定調達品目
- ➡ スキャナの省エネルギー性能に係る判断の基準はENERGY STAR Version 3.0の基準を準用
- ➡ ファクシミリの省エネルギー性能に係る判断の基準はENERGY STAR Version 2.0の基準に据え置き（平成26年2月に設定）
 - ➔ ENERGY STAR Version 3.0から単機能ファクシミリは対象外
- ➡ 国等の機関におけるファクシミリ単体機の調達量は平成24年度の2,642台から令和4年度の645台へ10年間で4分の1程度まで減少

- ファクシミリの品目からの削除については地方公共団体等における調達への影響を考慮し、今般の見直しにおいては見送ることとした
- ファクシミリ及びスキャナについては循環性基準として新たに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準として設定
 - ➔ 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（スキャナについては令和7年度1年間の経過措置を設定）
- 新たな判断の基準（**OR基準**）としてエコマーク認定基準（商品類型No.155）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

○ 携帯電話、PHS、スマートフォン

- ➡ 携帯電話及びPHSは平成21年2月から、スマートフォンは平成27年2月から特定調達品目として追加
- ➡ 平成27年2月に環境配慮設計を判断の基準に設定するなどの見直しを実施
- ➡ 令和2年2月に筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックを使用している場合に再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの含有率に係る情報の開示を判断の基準として設定するとともに、筐体又は部品への可能な限りの使用及び製品の包装又は梱包への使用を配慮事項として設定



- スマートフォンについてOS（オペレーティングシステム）の更新（セキュリティ、修正、機能）が可能であることを判断の基準として新たに設定
- バッテリーの長寿命化に関して2項目の判断の基準を新たに設定
 - ➡ 充電サイクル数（携帯電話及びスマートフォンに適用）：携帯電話**500**サイクル以上、スマートフォン**800**サイクル以上
 - ➡ バッテリーの長寿命化機能の搭載：満充電しない機能（バッテリー負荷の低減）など
- 新たな判断の基準（**OR基準**）としてエコマーク認定基準（商品類型No.166）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

○ ガス温水機器、石油温水機器

- ➡ ガス温水機器及び石油温水機器は平成16年2月から特定調達品目として追加
- ➡ 令和2年2月に潜熱回収型温水機器に係る判断の基準を設定
- ➡ 令和5年12月にガス温水機器及び石油温水機器については2025年度を目標年度とするトップランナー基準の施行等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を強化するとともに、ガス温水機器の対象として省CO₂・省エネルギー効果の高いハイブリッド給湯器を追加
- ➡ また、CFPの算定等について配慮事項として設定したところ
- ➡ さらに、ガス温水機器については本年4月から2020年代後半を目標年度とする次期トップランナー基準に係る検討が開始されたところ

- 令和5年度において設定したエネルギー消費効率に係る判断の基準の強化について引き続き検討し、**2段階の判断の基準を設定**
 - ➡ 潜熱回収型温水機器についてはガス温水機器・石油温水機器とともに、より高い環境性能を有するものとして2段階の判断の基準の「基準値1」
 - ➡ 従来型温水機器については供給状況等を踏まえ基準を強化「基準値2」
- 従来型温水機器のうち、既存建築物・施設等における機器の取替の用途であって設置上の制約がある機器については対象外
- 調達者向けの留意事項として可能な限り潜熱回収型温水機器の設置を推奨

ガス温水機器に係る判断の基準【基準値1及び基準値2】

区 分		判断の基準【エネルギー消費効率】	
用 途	通気方式	基準値1	基準値2
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	－	トップランナー基準の 達成
	強制通気式	87%以上	トップランナー基準の 97/100 (97%)
ガスふろがま	－	88%以上	トップランナー基準の 94/100 (94%)
ガス暖房機器	－	92%以上	トップランナー基準の 92/100 (92%)

従来型石油温水機器に係る判断の基準及びトップランナー基準達成レベル【基準値2】

区 分		判断の基準【エネルギー消費効率】 (トップランナー基準達成レベル)	
用 途	加熱方式		
給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	トップランナー基準の 98/100 (98%)
		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 95/100 (95%)
	浴用あり	瞬間形	トップランナー基準の 98/100 (98%)
		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 95/100 (95%)
暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 98/100 (98%)

石油温水機器に係る2段階の判断の基準の「**基準値1**」は**潜熱回収型石油温水機器**

○ 備蓄用作業服

- ➡ 令和5年度の提案募集において「防護服」として提案された品目（令和6年度は継続検討）
- ➡ 再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品



- 制服・作業服として整理が可能であるか、国等の機関が調達する防護服の仕様を確認し、適用可能な対象範囲の検討を実施
 - ➡ 制服・作業服のうち、特に災害時に作業者が着用することにより安全を確保する目的で備蓄する防護服を含む作業服として整理。繰り返しの着用は想定しないもの
 - ➡ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品に適用
- 再生プラスチックから得られる合成繊維が繊維部分全体重量比で**50%以上**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）としてエコマーク認定基準（商品類型No.103）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 配慮事項として保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等を設定

① 省エネルギー診断

- ➡ 省エネルギー診断は法施行時から特定調達品目
- ➡ 平成27年2月に技術資格の要件及び省エネ対策の提案内容に係る判断の基準の見直しを実施
- ➡ 令和2年2月にエネルギー管理体制、管理方法の提案（省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善に加え、エネルギー管理体制・管理方法の提案）を判断の基準に追加
- ➡ 政府実行計画（令和3年10月閣議決定）において大規模な庁舎から省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づく運用改善等※を求めているところ

※ 「各府省庁において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する」こととされている

- 
- 📄 今後のカーボンニュートラルを見据え、現行の省エネ対策に加え、再エネの活用に向けた導入可能性調査、再エネの活用に係る設備・機器の導入等を新たな提案項目として位置づけ

② 印刷

- ➡ 印刷は法施行時から特定調達品目（当初は「納入印刷物」として納入される印刷物に係る判断の基準を設定。平成14年2月から役務分野の「印刷」）
- ➡ 当初は印刷用紙及び印刷に使用するインキに係る判断の基準を設定
- ➡ 平成20年1月の古紙パルプ配合率偽装問題を受けて、平成21年2月及び22年2月にリサイクル適性表示や資材確認票の義務化等の大幅な改定を実施
- ➡ 令和2年2月にインキに係るVOC対策の強化を図ったところ
- ➡ また、令和5年度の提案募集においてプレミアム基準を活用した2段階の判断の基準の設定に関する提案があり、継続検討品目とされているところ

- 令和5年度の提案募集において提案された評価項目等を検討し、**2段階の判断の基準を設定**（下記5項目のうちいずれかを満たすこと（**OR要件**））
 - ➡ 「基準値1」として印刷事業者（工場）に求める要件、「環境マネジメントシステムの認証取得」「環境報告書等の作成・公表」及び「グリーンプリンティング又は環境推進工場の認定取得」
 - ➡ 「基準値1」として印刷物に求める要件は「印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示」及び「カーボン・オフセットされた印刷物」
- 調達者向けに印刷物が少部数の場合はデジタル印刷を選択する等適切な発注に努める旨追記

③ 食堂

- ➡ 食堂は平成14年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 平成18年2月に新たに繰り返し利用できる食器の使用を判断の基準に追加
- ➡ 平成31年2月にワンウェイのプラスチック製食器・容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等を判断の基準として設定するなど大幅に強化
- ➡ 令和4年2月には地域の農産物、有機農業により生産されたものを、令和5年2月には食器の修繕・再生利用を、それぞれ配慮事項として追加
- ➡ さらに、農林水産省において「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システムの構築、食料システム全体の環境負荷低減の取組や国民理解の醸成に向け、環境負荷低減の取組の「見える化※」を推進

※ 「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（令和6年3月）

- 食堂において飲食物を提供する場合に2段階の判断の基準を設定（**OR要件**）
 - ➡ 「基準値1」として環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれら農産物を原料とする加工食品を利用した飲食物
 - ➡ 「基準値1」として有機農業により生産された農産物又はこれら農産物を原料とする加工品を利用した飲食物
- 食品リサイクル法の基本方針に即し配慮事項の再生利用の優先順位を修正

○ プラスチック製ごみ袋

- ➡ プラスチック製ごみ袋は令和2年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 当初の判断の基準は再生プラスチック配合率10%以上又はバイオマスプラスチック配合率10%以上であることに加え、配合率に係る情報表示を設定
- ➡ 令和3年2月にバイオマスプラスチック配合率を10%以上から25%以上に、再生プラスチック配合率を10%以上から40%以上にそれぞれ引き上げ
- ➡ また、タイプ I 環境ラベルの活用（エコマーク認定基準を満たす又は同等のもの）とともに、充填剤の不使用に係る判断の基準も併せて追加したところ
- ➡ さらに、本年度の提案募集において「炭酸カルシウム配合ごみ袋」及び「複合素材を混練したプラスチック製ごみ袋」が提案されたところ



- プラスチック製ごみ袋について提案されたものを含めて検討を実施
 - ➡ プラスチック以外の代替素材が異物となりプラスチックリサイクルの阻害要因となるため、提案を参考とした判断の基準等の見直しは見送り
- ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの可能な限りの使用を配慮事項として追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 主な見直し品目に係る判断の基準等について
- 3. その他の検討事項・品目等**

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環法、循環型社会形成推進計画及び同計画に基づく循環性基準の導入・強化・拡充等、プラスチック資源循環戦略及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、ワンウェイのプラスチックの削減や再生プラスチック及びバイオマスプラスチック等の利用促進に関する対応が必要な品目

(2) 経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応
シュレッダー	特定の化学物質の含有率基準値の適用について1年間の経過措置を設定	終了
電気便座	エネルギー消費効率（年間消費電力量）について1年間の経過措置を設定	終了
乗用車	エアコンディショナーの冷媒の地球温暖化係数150以下について令和9年3月31日までの経過措置を設定	延長